

## 議案第4号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局  
職務権限規程の一部改正について

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

### 1 提案理由

東広島市文書事務取扱規程（昭和51年東広島市訓令第17号）の一部改正により、東広島市告示（規程形式に限る。）について総務部総務課の審査を要しないこととなったことに合わせて、東広島市教育委員会告示（規程形式に限る。）に係る学校教育部教育総務課の審査及び総務部総務課の合議の取扱いを変更するとともに、所要の規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）  
第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができ

ない。

- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会事務局  
職務権限規程の一部を改正する訓令

(東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第1条 東広島市教育委員会文書事務取扱規程(平成20年東広島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(文書の審査) 第24条 次に掲げる事案に係る起案文書は、主務部長(課長専決の場合にあっては、主務課長)の意思決定を経た後、他の部課に係るものは更に当該関係部課の合議を経て、教育総務課の審査を受けなければならない。 (1) 略 (2) 規則案及び訓令案 2 略 (浄書) 第28条 決裁文書の浄書は、主務課において正確かつ明瞭に行わなけれ	(文書の審査) 第24条 次に掲げる事案に係る起案文書は、主務部長(課長専決の場合にあっては、主務課長)の意思決定を経た後、他の部課に係るものは更に当該関係部課の合議を経て、教育総務課の審査を受けなければならない。 (1) 略 (2) 規則案、 <u>告示案(規程形式に限る。)</u> 及び訓令案 2 略 (浄書) 第28条 決裁文書の浄書は、主務課において正確かつ明瞭に行わなけれ

ばならない。ただし、次に掲げるものは、教育総務課において行うものとする。 (1) 略 (2) 規則及び訓令  (3) 略 2 略	ばならない。ただし、次に掲げるものは、教育総務課において行うものとする。 (1) 略 (2) 規則、告示（ <u>規程形式に限る。</u> ）及び訓令 (3) 略 2 略
---	---

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「令和 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別記様式第6号中「令和 年 月 日」を「年 月 日」に、「令和 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

（東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正）

第2条 東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第13条、第18条関係）						別表第1（第13条、第18条関係）					
1 一般事項						1 一般事項					
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
		教育部長	課長	略				教育部長	課長	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
2	教育委員会の会議に付議する事項の決定	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 ・教育委員会規則その他教育委員会で定める規程である場合 総務部長 文書法務担当課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長	2	教育委員会の会議に付議する事項の決定	○			学校教育部長 教育総務課長 幹事課長 ・教育委員会規則その他教育委員会で定める規程である場合 総務部長 総務課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長

3 例規等	1 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定及び改廃	○			総務部長 文書法務担当課長
	2 教育委員会告示（規程形式に限る。）の制定及び改廃	○			
	3 教育委員会告示（規程形式を除く。）の決定	重要なもの	一般的なもの		
	4 教育委員会公告の決定		重要なもの	一般的なもの	
略	略	略	略	略	略
5 事務の執行	1 国、県等に対する意見書、計画書等の提出	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの	幹事課長 ・重要な新規事業の計画の策定に関するもの 経営戦略担当部長 総合政策担当課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長
	2 国、県等に対する許可、認可等の申請、副申又は進達	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長 ・重要な新規事業の計画策定に関する場合 経営戦略担当部長 総合政策担当課長 財務部長 財政課長
	3 国、県、市町村その他の公共団体、関係団体等との協	重要なもの	一般的なもの		・重要な新規事業の計画の策定に関する場合

3 例規等	1 教育委員会規則、教育委員会訓令及び教育委員会告示（規程形式に限る。）の制定及び改廃	○			総務部長 総務課長
	2 教育委員会告示（規程形式を除く。）の決定	重要なもの	一般的なもの		
	3 教育委員会公告の決定		重要なもの	一般的なもの	
略	略	略	略	略	略
5 事務の執行	1 国、県等に対する意見書、計画書等の提出	重要なもの	一般的なもの	軽易なもの	幹事課長 ・重要な新規事業の計画の策定に関するもの 政策企画部長 総合政策課長 ・予算に直接関係のある場合 財務部長 財政課長
	2 国、県等に対する許可、認可等の申請、副申又は進達	重要なもの	一般的なもの		学校教育部長 教育総務課長 ・重要な新規事業の計画策定に関する場合 政策企画部長 総合政策課長 財務部長 財政課長
	3 国、県、市町村その他の公共団体、関係団体等との協	重要なもの	一般的なもの		・重要な新規事業の計画の策定に関する場合

	議				経営戦略担当部長 総合政策担当課長 ・新たな財政負担を伴う場合 財務部長 財政課長	
	略	略	略	略	略	
6	略	略	略	略	略	
6	文書管理等	4	公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 略	重要なもの	一般的なもの ○	総務部長 文書法務担当課長
		5	個人情報の開示の可否の決定等 (1) 請求に係る開示等の決定 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 略	重要なもの	一般的なもの ○	総務部長 文書法務担当課長
		略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	

	議				政策企画部長 総合政策課長 ・新たな財政負担を伴う場合 財務部長 財政課長	
	略	略	略	略	略	
6	略	略	略	略	略	
6	文書管理等	4	公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 略	重要なもの	一般的なもの ○	総務部長 総務課長
		5	個人情報の開示の可否の決定等 (1) 請求に係る開示等の決定 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 略	重要なもの	一般的なもの ○	総務部長 総務課長
		略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。